

発 案 書

県議第十六号

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書について

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書を次のように発案する。

令和八年十月八日

提出者 岐阜県議会議員 広瀬 修

森 治久

岩井 豊太郎

伊藤 正博

野島 征夫

高殿 尚

水野 吉近

中川 裕子

今井 瑠々

岐阜県議会議長 松岡 正人 様

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置については、国民生活や対象事業者への影響等を勘案し、令和六年度税制改正において、令和八年度末まで三年間延長されているところである。

この措置により、索道事業者がスキー場で使用する圧雪車をはじめ、砕石場内の機械類や、農林業用機械等に使用される軽油に対し、軽油引取税の課税が免除されており、燃料価格が高止まりする中で、厳しい経営環境におかれている地方の事業者においては、免税軽油制度の継続は経営安定上不可欠なものとなっている。

とりわけ、本県では、近年は、スキー等のウィンタースポーツ人口の減少や、降雪の時期に積雪量が安定しないことから休業や撤退に追い込まれるスキー場が徐々に増えている状況にある。

また、鉾石、砂利、碎石は、骨材の中核として、道路、橋、トンネル、ダムなどで利用されているほか、自動車用ガラスや鋼鉄等の原料となるなど、国民の生活を維持する社会資本整備において不可欠な建設資材であり、安定的供給に支障を及ぼしてはならない。

加えて、農業や林業の今後の成長産業化のためには、事業規模の拡大、大型機械の導入が不可欠であり、事業者の生産コストの軽減による経営の安定性確保が求められている。

軽油引取税については、本年四月から暫定税率が廃止され、税率が三十二・一円から十五・〇円に引き下げられたところである。しかしながら、現下の中東情勢をめぐる混乱に伴い物価高騰が続く中、地域産業を取り巻く経営環境は一層厳しさが増している状況にあり、課税免除措置が廃止されれば、本県の冬季観光の重要な柱であるスキー場の経営や、碎石業者等の商工業、農林業等の経営が圧迫されるなど、地域経済全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和九年度以降も継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年十月八日

岐阜県議会 議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	内閣官房長官
様								